日立市国民健康保険人間ドック及び脳ドック健康診査費用補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、日立市国民健康保険条例（昭和３４年日立市条例第７号）第７条第１項の規定に基づき、日立市の国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）が、疾病の早期発見により生活習慣を改善し、健康の保持増進を図るため、被保険者が受診する人間ドック及び脳ドック健康診査（以下「健診」という。）に対し日立市国民健康保険人間ドック及び脳ドック健康診査費用補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象となる健診の種類及び内容）

第２条　健診の種類は、次の各号に定めるものとする。

(1)　人間ドック健診

(2)　脳ドック健診

(3)　併診ドック健診（人間ドック及び脳ドック）（以下「併診ドック健診」という。）

２　健診の内容は、健診機関において人間ドック、脳ドックと定義されるもので、人間ドックについては別表の基礎項目の内容を含むものとする。

（補助対象となる被保険者）

第３条　補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　健診受診日に日立市の被保険者の資格がある者

(2)　健診を受けようとする日の属する年度末日の年齢が40歳以上で、健診を受けようとする日の年齢が74歳以下である者

(3)　国民健康保険料を滞納していない者（ただし、健診を受けようとする日の属する年度を除く。）

(4)　健診結果を日立市に提供すること及び日立市が健診結果を保健指導等に活用することについて同意している者

２　補助対象者の人数は、予算の範囲内とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、被保険者１人につき１７，０００円とする。なお、検査費用が限度額に達しない場合は、その費用を限度額とする。

（健診機関）

第５条　健診機関は指定しない。ただし、次の各号の条件を全て満たし、市と協定を結んだ健診機関については、協定締結健診機関とする。協定締結健診機関以外の健診機関については一般健診機関とする。

(1)　第2条で定める健診内容を実施できる環境設備が整っていること。

(2)　健診結果を市長に報告することについて同意すること。

(3)　受診者が自己負担額で受診し、市長に対して補助金の代理請求ができること。

（補助の制限）

第６条　同一年度内において補助を受けることができるのは、人間ドック健診、脳ドック健診又は併診ドック健診のいずれか１つとし、回数は被保険者1人につき１回とする。

２　この要綱により補助金の交付を受けて人間ドック健診又は併診ドック健診を受診する者は、当該年度に市の特定健康診査を受診してはならない。

３　この要綱により過去に脳ドック健診又は併診ドック健診の補助金の交付を受けた者は、その受診日から3年を経過した日の属する年度以降でなければ、当該補助金の交付を受けることができない。

（補助の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者という。」）は、健診機関に予約をした上で、国民健康保険人間ドック及び脳ドック健康診査費用補助金交付申請書（様式第１号）を申請期限までに市長に提出しなければならない。

2　申請期限については、原則として受診する日の属する月の３か月前の末日とする。

３　前項の規定にかかわらず、申請者は、やむを得ない事情がある場合には、健診受診後に補助の申請をすることができる。この場合において、申請者は、第１項に規定する申請書に次の各号に定めるものを添付して市長に提出しなければならない。

(1)　健診機関が発行する領収書

(2)　別表の基礎項目を含む（脳ドックを除く。）健診結果

(3)　その他市長が定めるもの

（補助の決定等）

第８条　市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、国民健康保険人間ドック及び脳ドック健康診査費用補助金交付決定通知書（様式第２号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

２　申請者は、決定通知書を紛失した場合には、原則として受診日の２週間前までは、国民健康保険人間ドック及び脳ドック健康診査費用補助金交付決定通知書再交付申請書（様式第３号）を提出し、決定通知書の再交付を受けるものとする。

３　市長は、交付しないことを決定したときは、国民健康保険人間ドック及び脳ドック健康診査費用補助金交付却下通知書（様式第４号）を申請者に交付するものとする。

（受診）

第９条　決定通知書の交付を受けた者で協定締結健診機関で受診をする者（第７条第３項の規定により健診受診後に補助の申請をした者を除く。）（以下「協定締結健診機関受診者」という。）は、自ら予約した協定締結健診機関を受診し、健診受診時には、決定通知書を受診した協定締結健診機関に提出するとともに、健診に要する費用から補助金を控除した額を健診機関に支払わなければならない。

２　決定通知書の交付を受けた者で一般健診機関で受診をする者（第７条第３項の規定により健診受診後に補助の申請をした者を除く。）（以下「一般健診機関受診者」という。）は、自ら予約した一般健診機関を受診し、健診に要する費用全額を受診した一般健診機関に支払わなければならない。

３　協定締結健診機関受診者及び一般健診機関受診者は、受診者の都合又は健診機関の都合により決定通知書に記載の受診予定日が変更となった場合には、受診予定日の翌々月の末日又は受診予定日の属する年度の末日のいずれか早い日までは、様式第２号の委任状欄に実際の受診日を記入することにより、受診予定日に代えることができる。

４　協定締結健診機関受診者及び一般健診機関受診者が受診しないときは、国民健康保険人間ドック及び脳ドック健康診査費用補助金交付辞退届出書（様式第５号）に決定通知書を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

（補助金の返還）

第１０条　市長は、受診者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1)　人間ドック健診又は併診ドック健診の補助金を交付された者が当該年度中に市の特定健康診査を受診したとき。

(2)　受診日に日立市の被保険者でないことが判明したとき。

(3)　偽りその他不正手段により補助金の交付を受けたとき。

（委任）

第１１条　協定締結健診機関受診者は、補助金の請求と受領について受診した協定締結健診機関の長に委任するものとする。

（補助金の支払等）

第１２条　協定締結健診機関の長は、前条の規定により委任を受けた者に対する補助金の請求をしようとするときは、国民健康保険人間ドック及び脳ドック健康診査協定締結健診機関費用補助金請求書（様式第６号）に次の各号に定めるものを添付して、原則として受診予定日又は第９条第３項の規定による変更後の受診日（以下「実際の受診日」という。）の属する月の翌月１０日までに市長に補助金の請求をするものとする。

(1)　国民健康保険人間ドック及び脳ドック健康診査実績報告書（様式第７号）

(2)　受診者の決定通知書

(3)　その他市長が定めるもの

２　市長は、前項の請求があったときは、原則として請求があった月の末日までに協定締結健診機関の長に補助金を支払うものとする。

３　協定締結健診機関の長は、別表の基礎項目を含む受診者の健診結果を、原則として実際の受診日の属する月の翌月２０日までに市長に提出するものとする。

４　一般健診機関受診者は、国民健康保険人間ドック及び脳ドック健康診査費用補助金請求書（様式第８号）（以下この条において「請求書」という。）に次の各号に定めるものを添付して、原則として実際の受診日の属する月の翌月２０日までに市長に補助金の請求をするものとする。

(1)　健診機関が発行する領収書

(2)　別表の基礎項目を含む（脳ドックを除く。）健診結果

(3)　その他市長が定めるもの

５　市長は、前項の請求があったときは、原則として請求があった月の翌月末日までに受診者に補助金を支払うものとし、国民健康保険人間ドック及び脳ドック健康診査費用補助金振込通知書（様式第９号）により通知するものとする。

６　第７条第３項の規定により健診受診後に補助の申請をし、決定通知書の交付を受けた者は、同条第4項の規定に定める請求手続きに基づき、速やかに補助金の請求をするものとする。

（健康管理）

第１３条　受診者は、健診結果に基づいた医師等の指導を尊重し、自ら積極的に健康管理に努めるものとする。

２　受診者は、健診機関の長が健診結果を市長に提出することに同意し、その結果特定保健指導の対象と

なった場合は、特定保健指導を受け、生活習慣の改善に努めるものとする。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。

この要綱は、令和　３年４月１日から適用する。

この要綱は、令和　３年５月１日から適用する。

この要綱は、令和　４年４月１日から適用する。

附　則

（適用期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から適用する。

　（経過措置）

２　この要綱の適用の際、現に使用している帳票は、補正して当分の間使用することができる。

別表（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基礎項目 | 問診 | 既住歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）若しくは特定健康診査の項目に係る調査のいずれか、又は両方 |
| 自覚症状及び他覚症状の検査 |
| 身体計測 | 身長 |
| 体重 |
| BMI |
| 血圧 | 収縮期血圧 |
| 拡張期血圧 |
| 血中脂質検査 | 中性脂肪 |
| HDLコレステロール |
| LDLコレステロール又はNon―HDLコレステロール |
| 肝機能検査 | GOT |
| GPT |
| γ―GTP |
| 血糖検査 | 空腹時血糖値、HbA1c又は随時血糖 |
| 尿検査 | 尿糖 |
| 尿蛋白 |